

「認知症対応型通所介護サービス」重要事項説明書

当事業所はご契約者に対して通所介護サービスを提供いたします。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上のご注意いただくことを次の通りご説明いたします。わかりにくいことがあれば、遠慮なくご質問ください。

1. 当事業者の法人概要について

法人格・名称	社会福祉法人 聖隷福祉事業団
所在地	〒433-8558 静岡県浜松市中区元城町 218-26 聖隷ビル
連絡先	電話 053-413-3300 FAX 053-413-3314 インターネットアドレス http://www.seirei.or.jp/hq/
代表者（役職・氏名）	理事長 山本 敏博
設立年月日	昭和27年 5月 17日設立
事業内容 (宝塚地区)	特別養護老人ホーム、短期入所事業、デイサービス事業 介護支援センター、ケアプラン作成、訪問看護、訪問介護 ケアハウス、有料老人ホーム、診療所

2. ご契約者に通所介護サービスを担当する事業所について

事業所名	社会福祉法人 聖隷福祉事業団 花屋敷デイサービスセンター
所在地	兵庫県宝塚市切畑字長尾山5-321
連絡先	直通電話 072-740-3552 代表電話 072-740-3388 FAX 072-740-3980
管理者氏名	所長 山田 精一
営業日・時間	月曜～土曜日（但し1月1日～1月3日は除く） 午前10時～午後4時15分
事業所指定番号	兵庫県第2871100315号
事業開始時期	平成11年 4月 1日
施設概要	① 建物の構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上2階 延べ床面積 6710.32㎡ ② 宝塚市東北方山手の閑静な住宅街を過ぎた高台に在り、 緑多い静かな環境にあります。
サービスを提供する実施地域	宝塚市のふじガ丘、長尾台、花屋敷つつじガ丘、花屋敷荘園、花屋敷松ガ丘、雲雀丘山手、雲雀丘、南ひばりガ丘、平井、平井山荘、山手台東、山手台西、山本台、山本東、山本西、山本中、山本南、長尾町、口谷東、口谷西、山本丸橋、山本野里

事業の目的・方針	事業者は介護保険法令に従い、ご契約者（利用者）が、その有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、通所介護サービスを提供する。
----------	--

3. 従業員の職種、員数及び業務内容

職 種	員数	業務内容	勤務体制
管理者	1名	事業所の運営・管理全般を統括する	常勤兼務 1名
生活相談員	4名	ご契約者の生活相談、及び通所介護計画書の作成、実施に従事する	常勤兼務 4名
介護職員	9名	ご契約者の日常生活の介護相談並びに援助業務に従事する	常 勤 1名 常勤兼務 4名 非常勤 4名
管理栄養士	1名	栄養計画の作成及びサービスの実施に従事する	常勤兼務 1名
看護職員	1名	主にご契約者の健康管理に関する業務に従事する	常勤兼務 1名

4. サービス内容

ご契約者に対しては、次の中から選択されたサービスを提供します。なお、サービス提供に当たっては、「通所介護サービス計画」に沿って、計画的に提供します。

サービス種類	サービス内容
食事（但し、料金は別途いただきます）	ご契約者の身体の状況を考慮した食事提供を行います。また、ご契約者の身体の状況に応じて必要な介助を行います
入 浴	入浴見守りまたは介助を行います また、ご契約者の身体の状況に応じて、必要な場合は特殊浴槽を使用しての入浴も可能です
排泄介助	ご契約者の身体の状況に応じて、必要な排泄の介助を行います
機能訓練	ご契約者の心身の状況に応じて、日常生活を送るうえで必要な身体機能の回復・または減退の防止をするための訓練を行います
口腔機能向上	ご契約者の口腔機能の状況に応じて、口腔機能の改善・維持に必要な援助を行います
送 迎	ご利用日には送迎のサービスを行います
レクリエーション	日常生活の楽しみとしてレクリエーションを行います

5. サービス利用料金表（概算）

①ご契約者の通所介護サービス利用料金（1回）

6時間から8時間未満の場合

	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
1. 基本サービス	9,167円	10,149円	11,130円	12,111円	13,092円
2. 自己負担額 (1の10%)	916円	1,015円	1,113円	1,211円	1,309円

※ 送迎は基本サービスに含まれます

②加算料金Ⅰ

(ご契約者個人別に適用される項目)

加算対象	料 金	ご契約者負担料金
入浴加算	527円/日	53円/日
若年性認知症利用者受入加算	633円/日	64円/日
口腔機能向上加算	1,582円/日	158円/日 ※月2回まで
個別機能訓練加算	284円/日	28円/日

③加算料金Ⅱ

(施設全体が適用を受けるため、ご契約者全員に適用される項目)

加算対象	料 金	ご契約者負担料金
サービス提供体制強化加算Ⅰ	126円/日	13円/日
サービス提供体制強化加算Ⅱ	63円/日	7円/日

(施設の体制により、上記のどちらかの適用となります)

※ 実際の自己負担額はご利用になったサービスと利用日数によって異なります。

※ 上記表の加算料金Ⅰ・Ⅱの項目は厚生労働省の定める基準に従いご負担頂くこととなります。

※ 上記表の加算料金表の加算適用条件が整い、指定が得られたものについては、今後追加してご負担いただくこととなります。そのような場合は、事前にその負担額の変更についてご連絡いたします。

④食費（1回当たり）

自己負担額	550円/日
-------	--------

注1) 「① ご契約者の通所介護サービス利用料金」表の「ご契約者負担料金」は「料金」の1割を例示しています。

注2) 今後この料金体系は変更する場合があります。その際はご契約者に事前に文書をお渡しして、説明します。

注3) ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合は、

①サービス利用料金の全額を一旦お支払いいただきます。要介護の認定を受けたあと、自己負担額を除く金額を介護保険から払い戻す手続きをとっていただくこととなります(償還払い)。但し、「暫定居宅サービス計画」が作成されて

いる場合は現物給付となります。

②認定が「自立」「要支援」の場合は、全額自己負担（要支援は介護予防、宝塚市予防型デイサービス事業該当者は別料金）となります。

また、要介護の認定を受けていても、「居宅サービス計画」が作成されていない場合は償還払いとなり、一旦全額料金をお支払いいただきます。償還払いの場合は、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

注4) ご契約者が介護保険料に未納がある場合には、ご契約書負担料金については、上表と異なることがあります。

6. その他の費用について

交 通 費	<p>契約者のお宅が当事業所の通常の事業実施地域以外にあるときは、下記のとおり交通費の実費をいただきます。</p> <p>①事業所から片道概ね10km未満 200円/回</p> <p>②事業所から片道概ね10km以上 1kmにつき20円/回</p>
食事キャンセル料	<p>・サービス利用をキャンセルされる場合、ご連絡いただいた時間により食事キャンセル料を請求させていただきます。</p> <p>① 当日8時30分までにご連絡の場合 ⇒キャンセル料は不要です。</p> <p>② ①に記載した時刻までにご連絡がない場合 ⇒食事料金の全額</p>
お む つ 代	<p>原則として個人でご持参下さい。事業所の用意する物の単価は、尿とりパット：50円、フラット：70円、パンツタイプ：200円、リハビリパンツ：200円</p>
レクリエーション費用	<p>材料費実費</p>
喫茶コーナー利用	<p>コーヒー、ココア等 一品50円。11枚綴り喫茶券・500円</p>
複写物の交付	<p>1枚につき10円。そのつどお支払い下さい。</p>
レンタルタオル代	<p>原則として個人でご持参下さい。事業所の用意する物の単価は、1回につき50円</p>

7. 料金の支払い時期と支払方法について

利用料、その他の費用の請求	①利用料、その他の費用は、利用者負担がある場合に、利用の月ごとにその合計金額を請求いたします。 ②請求書は、利用明細を添えて、利用のあった月の翌月15日までに利用者宛にお届けいたします。 ※ただし、請求のない月はお届けしません。
利用料、その他の費用の支払い	①請求書を受け取られましたら、お渡しする利用者控えと内容を照合の上、請求月の末日までに下記の方法でお支払いいただきます。 ご契約者郵便局指定口座からの自動振替 お支払いを確認しましたら領収書をお渡ししますので、必ず保管をお願いします。

8. 事業者の責務について

(1) 通所介護計画について

- ① 当事業者は、ご契約者の日常生活の状況及びその意向を踏まえて、ご契約者の「居宅サービス計画（ケアプラン）」に沿った「通所介護計画」を作成し、ご契約者に説明したうえでこれに従って、計画的にサービスを提供します。
- ② 当事業者は、ご契約者がサービスの内容や提供方法等の変更を希望する場合で、その変更が「居宅サービス計画」の範囲内で可能なときは、速やかに「通所介護計画」の変更等の対応を行います。
- ③ 当事業者は、ご契約者が「居宅サービス計画」の変更を希望される場合は、速やかに介護支援事業者への連絡調整等の支援を行います。

(2) 通所介護サービスの提供内容の記録について

ご契約者に提供したサービス提供の記録は、ご契約者の要介護認定等の満了日から2年以上保管します。記録については、ご契約者とそのご家族に限り、閲覧及び写しの交付が可能です。写しの交付に際しては、コピー代は有料となります。

(3) 秘密保持と個人情報（プライバシー）の保護について

事業者及び従業員がサービスを提供する際に、ご契約者やご家族に関して知り得た情報については、契約期間中はもとより契約終了後も正当な理由なく第三者に漏らしません。ただし、円滑かつ一体的なサービス提供をするために、サービス担当者会議等で、ご契約者もしくはご家族の情報を使用する必要があります。この場合には、あらかじめご契約者もしくはご家族に説明し、同意を得たうえで使用します。

(4) 賠償責任について

- ① 事業者の責任において、ご契約者の生命・身体・財産などを傷つけた場合は、事業者はご契約者にその損害を賠償いたします。
- ② 事業者は損害保険会社の「介護保険・社会福祉事業者総合保険」に加入しています。

9. 緊急時の対応

サービス提供中にご契約者に緊急の事態が発生した場合、ご契約者の主治医にご連絡するとともに、必要な対応を行います。その際、予め指定する連絡先にも連絡します。

10. 苦情の受付について

- (1) 当事業所が提供するサービスについてご相談や苦情などがございましたら、つぎの専用窓口まで遠慮なくお申し出ください。

苦情受付担当者	生活相談員 田口 勇夫 〒665-0808 宝塚市切畑字長尾山5-321 電話番号 072-740-3552 FAX番号 072-740-3980 受付時間 9:00~17:15
第三者委員	次の表をご参照下さい。
苦情解決責任者	山田 精一

なお、苦情の受付窓口は、受付担当者となります。また、第三者委員も直接苦情を受け付けることができます。さらに第三者委員は、苦情解決を円滑に図るため双方への助言や話し合いへの立会いなどもいたします。

苦情解決責任者は、苦情の申し出をされた方と話し合いによって円滑な解決に努めます。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

○国民健康保険団体 連合会	所在地 神戸市中央区三宮町1丁目9番1-1801号 電話番号 (078) 332-5617 FAX番号 (078) 332-5650 受付時間 9:00~17:15 月曜日~金曜日
○宝塚市介護 保険課	所在地 宝塚市東洋町1-1 電話番号 (0797) 71-1141 FAX番号 (0797) 71-1355 受付時間 9:00~17:15 月曜日~金曜日

<p>○第三者委員 吉成 友介 様</p>	<p>〒665-0806 所在地 宝塚市ふじガ丘6-8 電話番号 (072) 758-5839 (留守電あり) FAX番号 (072) 758-5839 受付時間 9:00~17:15 月曜日~金曜日</p>
<p>○第三者委員 保田 淑郎 様</p>	<p>〒599-8246 所在地 堺市中区田園689 電話番号 (0722) 35-3640 (留守電あり) FAX番号 (0722) 35-3640 受付時間 9:00~17:15 月曜日~金曜日</p>
<p>○第三者委員 鈴木 勝雄 様</p>	<p>〒430-0946 所在地 浜松市中区元城町218-26 聖隷ビル 電話番号 (053) 413-3300 FAX番号 (053) 413-3314 受付時間 9:00~17:15 月曜日~金曜日</p>

1 1. 重要事項を説明した年月日

この重要事項説明書の説明場所・年月日	
	平成 年 月 日 : ~ :

※ なお、この重要事項説明書の内容に変更が生じた場合は、ご契約者にその内容を文書にて通知し、口頭にてご説明します。

通所介護サービスの提供開始にあたり、本重要事項説明書、および別紙重要事項説明書にもとづく重要な事項をご契約者に対して説明しました。

事業者 所在地
名称
代表者 印

説明者 所属 _____
氏名 _____ 印

私は、本書面により事業者から重要な事項の説明を受けました。

(ご契約者)

住所 _____
氏名 _____ 印

(代理人)

住所 _____
氏名 _____ 印

(署名代行者)

住所 _____
氏名 _____ 印

(立会人)

住所 _____
氏名 _____ 印